

受講手続き案内

粉じん作業特別教育

粉じんによる疾病の代表的なものであるじん肺は、粉じんを吸入したことにより肺の線維性の変化が起きる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療方法はありません。
事業者は常時特定粉じん作業に係る業務に就かせるときは、労働者に対して特別の教育を行わなければなりません。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 70名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・時間・受講料 (申込書の2ページ目に掲載)
- 4 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記5の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し (詳細は申込書兼受講票をご確認ください)

- (1) 持参の場合：当協会窓口「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。

(※FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)

(※ FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



5 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取り頂きます。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、[適格請求書等に該当する領収証を発行](#)します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの(申込書の次頁に掲載)と一緒に[受講される方に必ず、お渡しください。](#)
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。